

鹿児島県における未収債権対策について

(県税徴収対策)

令和2年1月31日(金)

県弁護士会館3階会議室

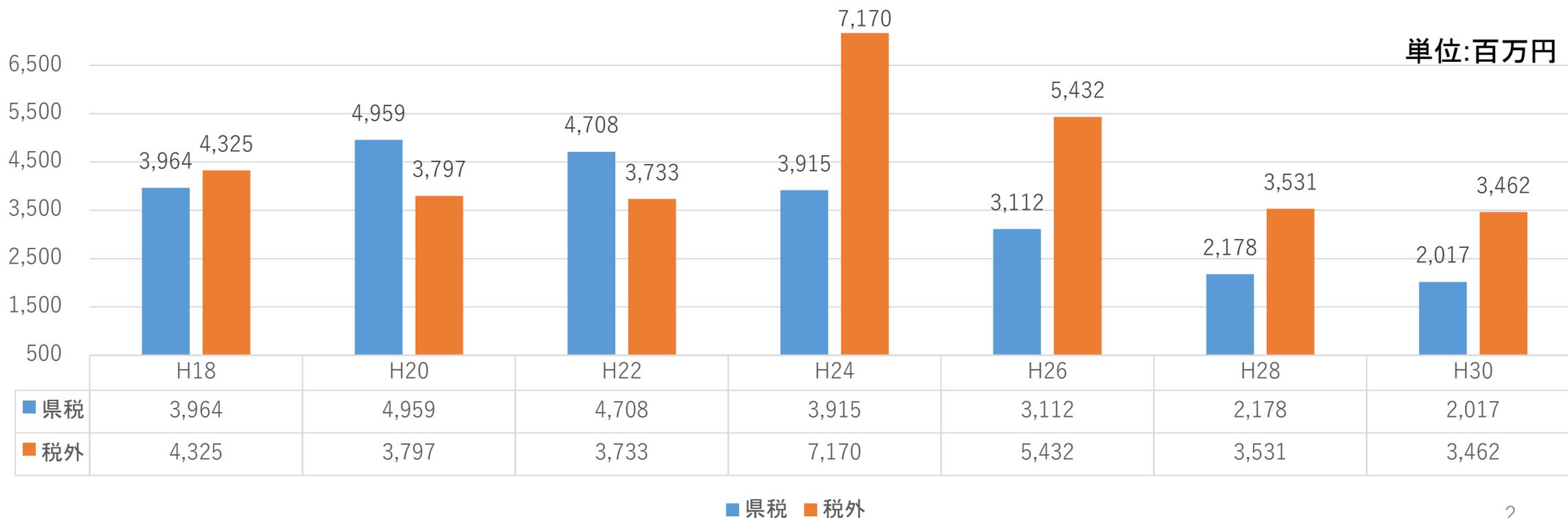
公金の債権回収業務に関する法務研修

鹿児島県総務部税務課

1-(1). 県全体の未収債権対策について

「未収債権対策プロジェクトチーム会合」

- ・ 副知事を座長に未収債権を所管する各部局長等を構成員として組織
- ・ 県税のほか、分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，貸付金償還金その他の債権について，未済原因及び徴収事務の経過等を明らかにし，その対策を推進するために設置



1-(2) 未収債権対策PTの取組

- ・「債権管理マニュアル」等に基づき、未収債権の解消と発生の未然防止に向けた取組をより一層強化

① 県税	H30年度取組
<ul style="list-style-type: none">・「特別滞納整理班」による個人住民税徴収対策の拡充・強化 地方税法第48条引継ぎ(鹿児島地振局鹿児島市駐在), 相互併任による支援(熊毛・大島支庁), 県税の高額事案に対応する専任班の設置(鹿児島地振局)・個人住民税の特別徴収制度の適正化(H27年5月一斉指定, 県の入札参加資格時の実施状況確認など)・コンビニ, クレジット, ペイジー, スマホ決済アプリ等, 納付方法の拡大による利便性の向上・「自動車税納税お知らせセンター」の設置(H21~, うっかり滞納を早期に切り分け, 徴税吏員のマンパワーを滞納処分等に集約)・「県下一斉給与差押え徴収強化期間(7~8月, 11月~1月)」の設定(H23~, 層の厚い給与所得者をターゲットに現年度自動車税滞納者を年内に給与差押)・タイヤロック, 搜索, 公売の実施 など	
② 中小企業支援資金貸付金	<ul style="list-style-type: none">・「債権回収強化期間」, 「延滞発生未然防止月間」の設定, 長期延滞組合に対する法的措置(債権差押え)の実施
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	<ul style="list-style-type: none">・訪問等による償還計画作成や分割納入の指導, 口座振替制度の推進
④ 県営住宅使用料	<ul style="list-style-type: none">・「夜間督促強化期間」の設定, 口座振替制度の推進, 長期・高額滞納者への法的措置(即決和解の申し立て等)・滞納家賃回収強化委託事業の実施

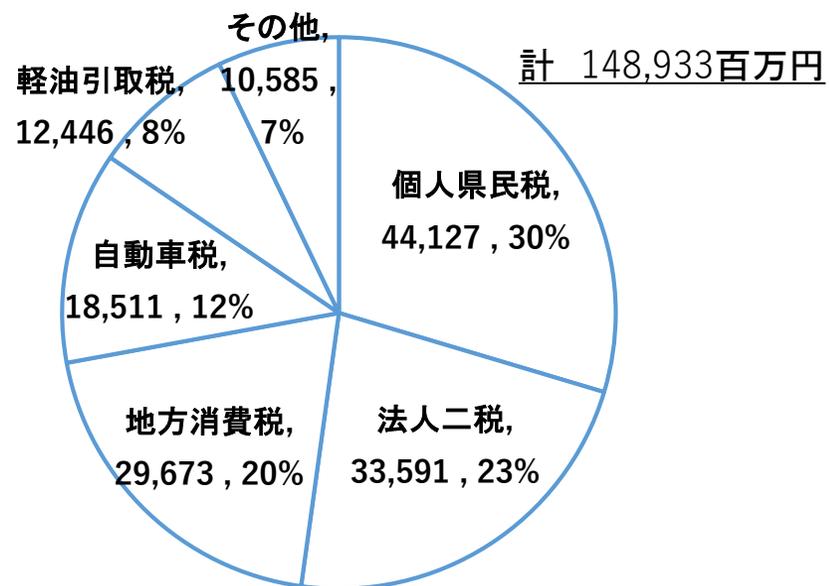
- ・ 今後に向けても・・・ 未収債権対策PTを中心に全庁的な未収債権対策を推進
 - ※ 税外債権における債権放棄の導入検討
 - ※ 県の補助・貸付・許認可等への「県税未納なし証明書」の添付拡大

2. 県税のすがた

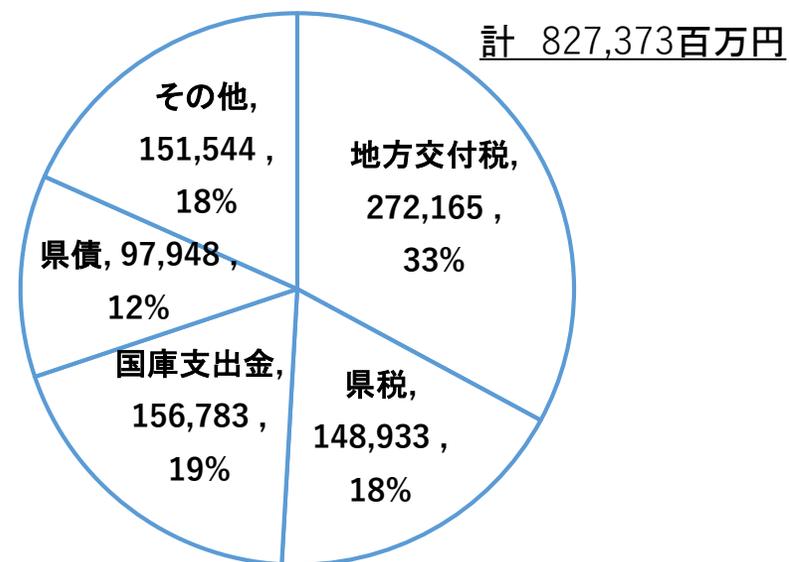
単位:百万円, %

項目	年度	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R元 (当初)
税 収		143,746	147,272	149,127	149,484	148,933
徴 収 率		97.97	98.41	98.50	98.56	—
収入未済額		2,707	2,178	2,077	2,017	—

R元年度当初予算 税目別構成

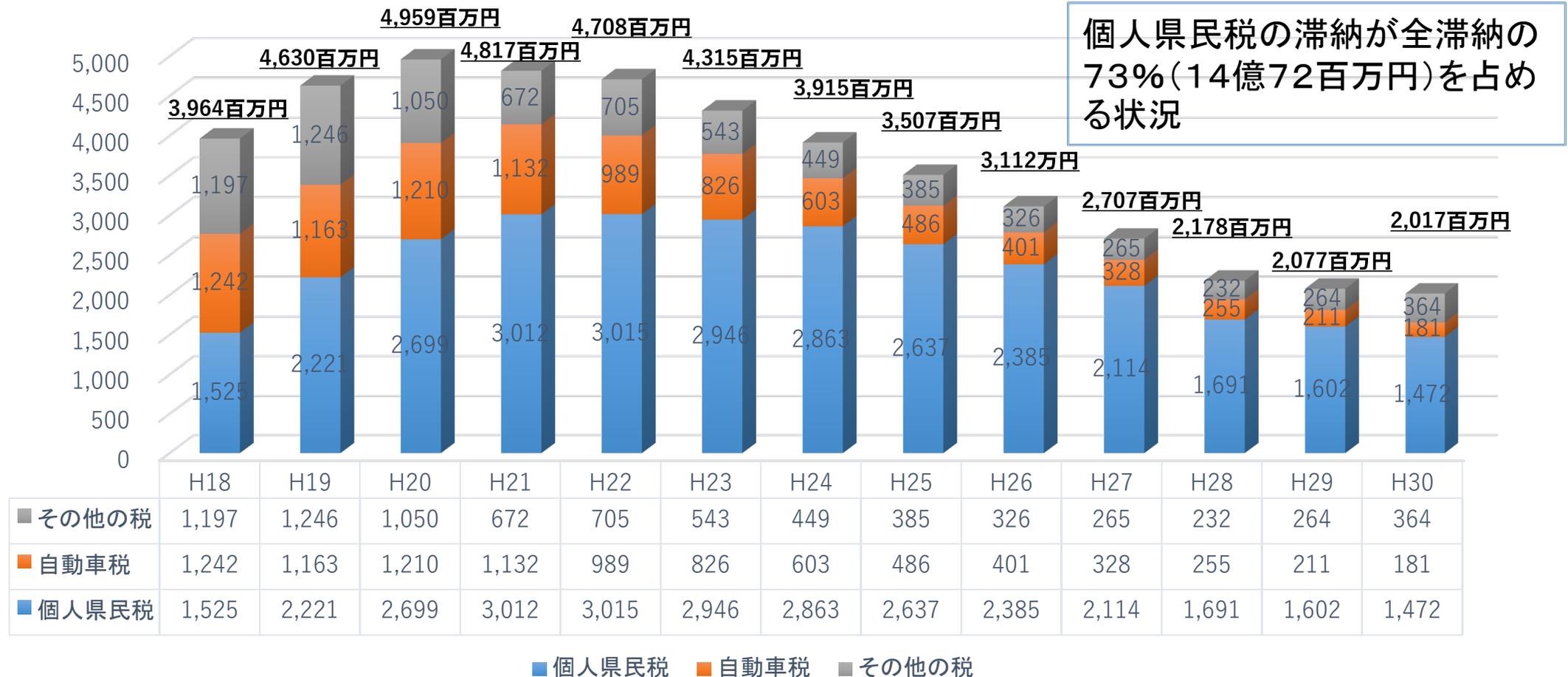


一般会計の構成比



3. 県税収入未済額の推移(H18～30年度)

県税収入未済額は、H21以降、縮減を続けており、H30年度の収入未済額は、H20との比較では29億42百万円減の20億17百万円となっている。

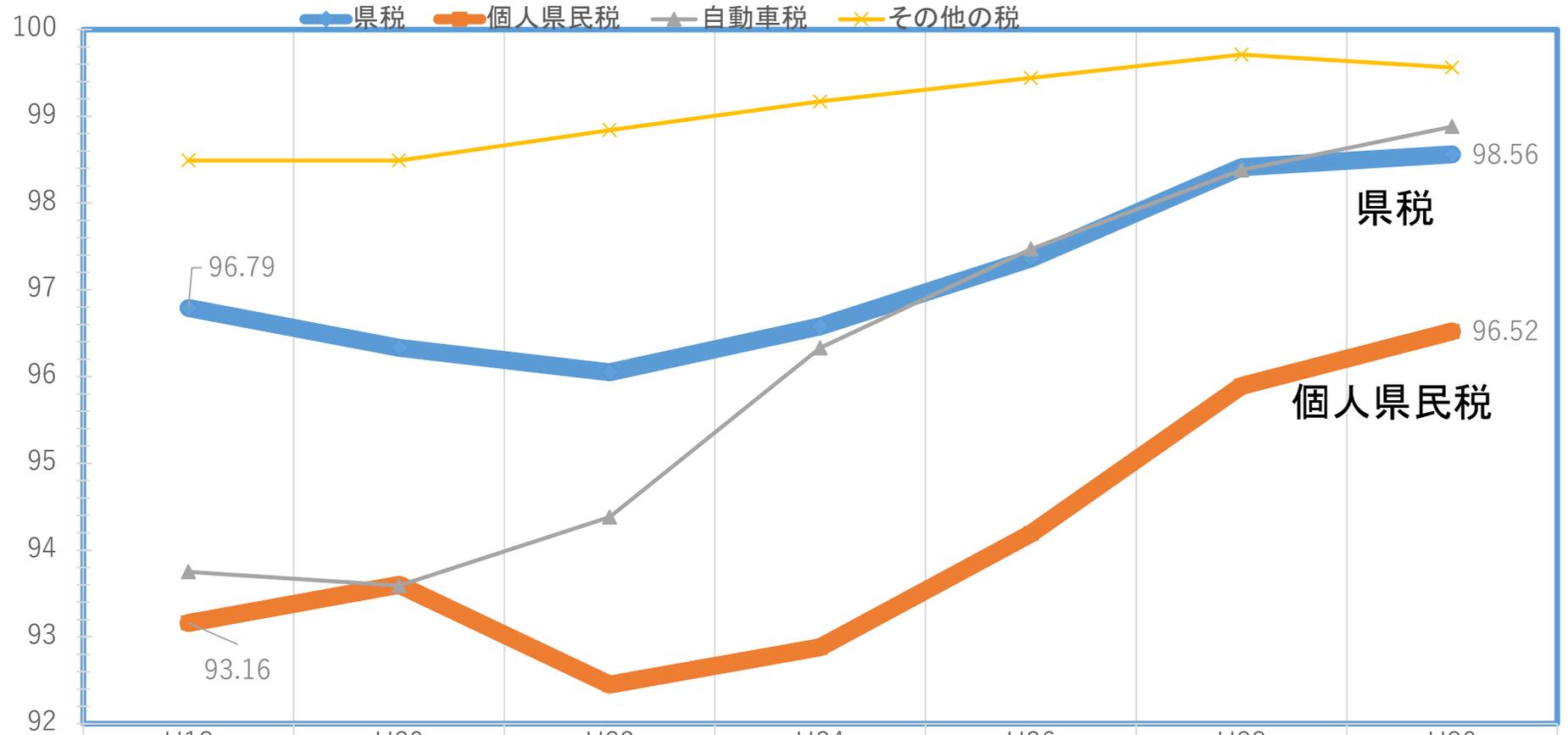


4. 収入歩合の推移

○ 県税の収入歩合は着実に向上。

○ 市町村が賦課徴収する個人県民税の収入歩合も着実に向上している。

○ H30全国平均
 都道府県税
 98.74%(本県33位)
 個人県民税
 96.47%(本県24位)



県税	96.79	96.33	96.05	96.58	97.36	98.41	98.56
個人県民税	93.16	93.6	92.45	92.88	94.19	95.89	96.52
自動車税	93.75	93.59	94.38	96.33	97.47	98.38	98.88
その他の税	98.49	98.49	98.84	99.17	99.44	99.71	99.56

5 県税の滞納縮減対策

未収債権対策 プロジェクトチーム

会長:副知事
委員:総務部長
文化スポーツ局長
男女共同参画局長
企画部長
環境林務部長
くらし保健福祉部長
商工労働水産部長
農政部長
土木部長
教育長
警察本部長

幹事長:総務部次長
幹事:主管課長, 財政課長, 税務課長, 子ども家庭課長, 経営金融課長, 住宅政策室長

県税滞納縮減 特別対策本部

本部長:総務部長
副本部長:総務部次長
本部員:各地域振興局総務企画部長
各支庁総務企画部長
市町村課長
税務課長

幹事長:税務課長
幹事:各地域振興局・支庁県税担当課長
税務課課長補佐, 管理納税係長,
総括県税徴収対策官

所管事項:
県税滞納縮減特別対策実施要領の制定及び実施要領に基づく「**県税滞納縮減特別対策**」の推進, 進行管理

県税滞納縮減特別対策の概要(R元年度)

① 納税意識の高揚促進

ア 各種広報媒体を活用した納税意識の高揚促進
イ 国, 県, 市町村, 企業を対象とした自動車税納期内納付促進の要請

② 滞納の新規発生抑制

ア 市町村と連携した個人住民税特別徴収制度の適正実施
イ コンビニ収納, 口座振替, ペイジー収納, クレジット収納, スマホ決済アプリ(PayB, PayPay)等, 納付方法の多様化による利便性の向上
ウ 県が行う補助・貸付・許認可等における「県税未納なし証明書」添付義務付けの拡大

③ 徴収体制の強化

ア 「特別滞納整理班」の拡充・強化
○ 鹿児島市を対象に鹿児島地域振興局鹿児島市駐在に4人の県税徴収対策官を集中配置(H28~)
○ 伊佐市及び始良市を対象に始良・伊佐地域振興局に4人の県税徴収対策官を集中配置(R1)
※ 48条引継ぎを中心とした重点強化対策チームを2班体制に強化
イ 鹿児島地域振興局に高額・徴収困難事案を専任する県税徴収対策官5人を配置。自局事案のほか, 他局等の徴収困難事案に技術支援
ウ 熊毛・大島支庁管内の市町村に対しては, 鹿児島局高額県税担当対策官と支庁県税課職員が相互併任により市町村と連携
エ 本土市町の要望等により, 鹿児島局高額県税担当対策官を当該団体職員に短期併任し, 搜索等を支援
オ 自動車税の徴収体制の強化
自動車税徴収対策を調整・進行管理する徴税指導対策官を配置するとともに鹿児島局納税課に自動車税徴収を専任する自動車税係を設置
カ 個人住民税徴収対策連絡会議の設置
各地域振興局・支庁毎に設置し, 管内市町村と連携した徴収対策を実施

④ 徴収強化対策の実施

ア 「自動車税納税お知らせセンター」の設置
イ 「県下一斉給与差押え徴収強化期間」の設定, タイヤロックの実施

⑤ 高額滞納者等への対応

・ 搜索, 公売の実施

6-(1) 個人住民税の徴収対策

- ・ 個人県民税の滞納額が全滞納の約7割を占めることから、その対策が滞納縮減に向けた最重要課題
- ・ 「特別滞納整理班」による個人住民税徴収対策

県では、国から地方への税源移譲を踏まえ、H19年度に特別滞納整理班を編制・配置

- ① H19～H21年度 職員を派遣した局等管内1団体を対象に48条引継ぎを実施
- ② H22～H24年度 全市町村を対象に「相互併任制度」による徴収支援を実施
- ③ H25年度～(現行) 重点強化対策団体(H25:始良市, H26:薩摩川内市, H27:鹿屋市, H28～鹿児島市, R元:伊佐市, 始良市)を対象に48条引継ぎを中心とした徴収対策を実施

※ 県税徴収対策官の集中配置, R元年度からは2班体制に強化

※ 熊毛・大島支庁管内市町村に対しては引き続き相互併任による支援

※ 本土市町に対する「短期併任」の実施(鹿児島局高額県税担当対策官)

- ・ 特別徴収制度の適正実施 H27年5月, 全県一斉指定
- ・ 局等毎に設置した「個人住民税徴収対策連絡会議」による取組
共同文書催告の実施, 市町村における徴収対策・滞納事案等の検討, 徴収職員研修の開催など

6-(2) 個人住民税の徴収対策

重点強化対策(県税徴収対策官の集中配置)徴収実績

(単位:件,百万円,%)

年度	対象団体	A 48条引継ぎ分(繰越分個人住民税)					B 相互併任分(Aに付随する市税等)					徴収額 (総計)
		対象 税額	徴収額				対象 税額	徴収額				
			本税	延滞金等	合計	徴収率		本税	延滞金等	合計	徴収率	
		①	②			②/①	①	②			②/①	
25	始良市	184	105	12	118	57.3	401	68	4	72	17.0	190
26	薩摩川内市	334	188	22	210	56.3	620	127	9	136	20.5	346
27	鹿屋市	238	149	16	164	62.5	330	119	10	129	36.0	293
28	鹿児島市	363	208	20	229	57.4	125	54	2	56	43.1	285
29		326	182	21	202	55.7	137	59	2	61	42.9	263
30		279	130	13	143	46.7	156	58	1	59	37.2	202

6-(3) 個人住民税の徴収対策 重点強化対策の徴収方針

基本方針

- ① 差押えを前提とした滞納整理(財産調査の徹底)
- ② 換価可能な財産は, 差押え・税充当が原則
- ③ 分納の承認方針
 - ア 年度内完納(現年度分, 延滞金含む)が前提
 - イ 年税発生額を踏まえ計画(新規課税あれば再調整)
 - ウ 納付誓約書(時効中断効果, 不履行時差押の明記)
 - エ ア, イの条件を満たさない場合は, 世帯全体の収支を聞き取りの上, 年税発生額, 短期間での見直しを考慮した計画を策定
- ④ 履行管理の徹底により, 無反応・不履行には差押え, 財産調査を継続実施
- ⑤ 徴収税の充当順(対象者に付随する市税も徴収)
 - 1繰越分個人住民税→2現年度個人住民税
 - 3その他市税→4延滞金→5県税
- ⑥ 国保短期証等の発行
 - ⑤の順で分納の場合, 国保納付前でも短期証発行

48条に基づく差押え等の実績

区分	差押え (件)	換価額 (千円)	財産調査 (件)	引受通知1月 後までのリア クション(%)
H25 始良市	232	16,276	68,424	64%
H26 薩摩川内市	320	44,584	67,405	71%
H27 鹿屋市	233	22,038	47,442	68%
H28 鹿児島市 (谷山, 喜入)	414	40,813	58,422	66%
H29 鹿児島市 (旧市南部他)	442	39,218	70,100	56%
H30 鹿児島市 (旧市北部他)	462	24,287	65,032	51%

※ 滞納が累積する原因……

- ・ 少額分納, 年税額を考慮しない分納
- ・ 延滞金の減免, 不徴収
- ・ 行政側の約束不履行(差押えをしない)

7 自動車税種別割の徴収対策

個人県民税とともに重点対策を実施

1 納期内納付の促進

- ① テレビ・ラジオスポットCMの放送
- ② ポスターの掲示 など

2 滞納の新規発生抑制

- ① 納付方法の多様化による利便性の向上
 - ・ コンビニ, ペイジー, クレジット, スマホ決済アプリ(PayB, PayPay)
- ② 口座振替制度の利用促進

3 滞納の早期解消

- ① 「自動車税納税お知らせセンター」による早期自主納付の呼び掛け
- ② 色付き催告書等の発送
 - ・ 督促状(7月, 黄色), 差押予告(8月, 橙), 差押決定(10月, 赤)

4 徴収体制, 徴収対策の強化

- ① 自動車税徴収対策を調整・進行管理する徴税指導対策官を配置し, 鹿児島局に自動車税を専任する自動車税係を設置
- ② 「県下一斉給与差押え徴収強化期間」の設定
- ③ 搜索, 公売会, ネット公売等の取組
- ④ 「目標管理」による差押え, 執行停止, 夜間電話, 休日徴収, タイヤロック等を進行管理

「県下一斉給与差押え徴収強化期間」

- ・ 層の厚い給与所得者をターゲット
7~8月 繰越分, 11~1月現年度
- ・ すべての振興局・支庁で給与・賞与の差押えに集中的に取り組む
- ・ H30年度
勤務先を明示した予告 3, 278人
→ 給与照会 828人
→ 給与差押 119人
自主納付を含めた徴収率, 徴収額
79. 3% 1億12百万円

「目標管理」の取組

- ・ 差押え(30件/年), 執行停止(15件/年)など, 職員が取り組む滞納整理活動の標準作業量(最低限実施すべき件数)を定め, 年間を通じて進行管理
- ・ 地域振興局・支庁ごとに年間の縮減目標値(収入未済額)を設定
- ・ 年度毎の縮減目標値とは別に, 3年毎の中期目標値も設定





今後とも市町村の皆様と連携し、収入未済額の縮減に取り組めます。
御清聴ありがとうございました。